

UR都市機構と東京都北区が まちづくり推進のための連携協力に関する協定を締結

独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」）は、東京都北区（以下「北区」）と、北区におけるまちづくりを推進することを目的として、令和7年2月6日に「東京都北区と独立行政法人都市再生機構とのまちづくり推進のための連携協力に関する協定」（以下「本協定」）を締結しましたのでお知らせいたします。



左から、北区長 やまだ加奈子、UR都市機構東日本都市再生本部長 西野健介

1 背景・目的

- ・ 北区は、令和5年10月に改定した北区基本構想において『ともにつくる だれもが住みよい 彩り豊かな躍動するまち 北区』を将来像に掲げ、次世代の子どもたちのため、各地域の特色を活かした、品格と先進性のある100年先を見据えたまちづくりに取り組んでいます。
- ・ UR都市機構は、都市機能の高度化および居住環境の向上を通じて都市の再生を図ることなどを目的として設立された公的機関であり、地方公共団体や民間事業者とのパートナーシップのもと、政策的意義の高い都市再生事業を推進する役割を担っています。
- ・ 本協定締結により、まちづくりに取り組む北区と、都市再生に関する豊富な経験とノウハウを有し公平・中立な立場で都市再生事業を行っているUR都市機構が相互に連携協力し、北区におけるまちづくりを一層推進してまいります。

2 締結者

- ・北区長 やまだ 加奈子（やまだ かなこ）
- ・UR都市機構 東日本都市再生本部 本部長 西野 健介（にしの けんすけ）

3 連携事項

- ・まちづくりに係る情報の交換及び共有
- ・まちづくりに係る調査、調整、技術の提供及び事業推進
- ・相互の人的交流及び育成

お問い合わせ先

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 総務部総務課（広報担当）
（電話）03-5323-0625

UR都市機構の歩みは戦後の住宅不足解消に端を発しています。1955年から様々なステークホルダーとともに、時代時代の多様性に即し、安全・安心・快適なまちづくり・暮らしづくりを通して、「人が輝く“まち”」の実現に貢献してまいりました。そしてこれからも、変化する社会課題に挑戦し続けることで皆さまにお応えし、「人が輝く“まち”」づくりに不可欠な存在でありたいと考えております。これまで培ってきた持続可能なまちづくりのノウハウをいかし、都市再生事業・賃貸住宅事業・災害復興支援・海外展開支援に全力で取り組んでまいります。

<https://www.ur-net.go.jp/>



UR都市機構は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。